

ドメスティック・バイオレンス(DV)は最も身近な犯罪です

DVとは、配偶者・パートナー等男女間の暴力をいいます。被害者のほとんどが女性であることから、『夫やパートナー等の親密な関係にある、又は、あった男性から女性に対して振られる暴力』をさす事が一般的です。

様々な暴力の形態

身体的暴力

- 殴る・蹴る
- 刃物やその他凶器になるものを振りかざし脅す
- 髪の毛をつかんで引きずり回す
- タバコの火を押しつける
- 物を投げつける
- 階段から突き落とす
- 熱い湯を浴びせる
- 首を絞める

精神的暴力

- 何でも従えと言う
- 発言権を与えない
- 外出を禁止する
- 何を言っても無視する
- 人前で侮辱する
- 交友関係や電話の内容を細かく監視する
- 言葉でのしる
- 「別れる・出て行け・死んでやる」と脅す
- 子どもの前で「バカだ・母親失格」などと責め、見下げた態度をとる

性的暴力

- 望まない性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる
- 脅しや暴力的な性行為をする
- 中絶を強要する

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する
- 仕事に就くことを禁ずる
- お金の使い道を細かくチェックする
- 家庭の収入について何も教えない



DVの被害者・加害者の特徴

被害者は、信頼すべきパートナーから暴力を受け、非常に傷ついています。しかし、世間体から暴力の真相を話さなかったり、一度送けても再び夫の元へ戻ってしまうこともあります。

加害者のあり方もまた様々ですが、暴力によって支配しようとすることは同じです。

打ちのめされた被害者

- 感情マヒ → 何も感じない・表情がない
- 絶望感 → もう逃げられない
- 罪悪感 → 夫の暴力は私が悪いせいだ
- 恐怖 → いつもおびえている
- 眠れない → イライラする
- 孤立無援、依存心 → 誰も助けしてくれない、私には夫しかいない
- フラッシュバック → ふとした拍子に被害状況がよみがえる

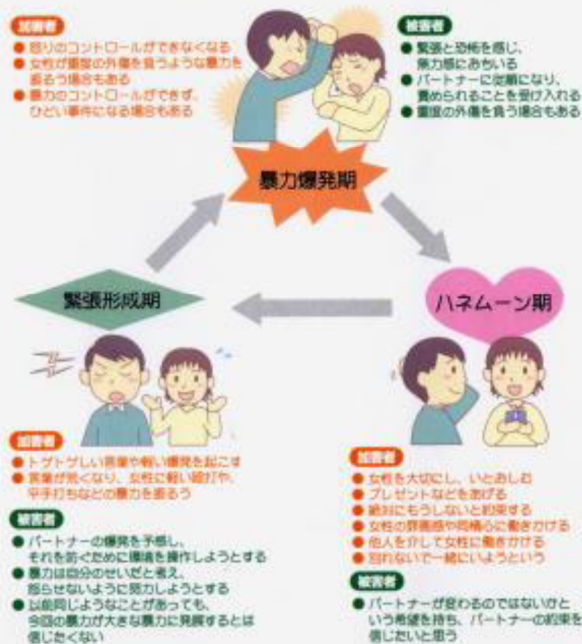


暴力により支配しようとする加害者

- 正当化 → 「妻だって暴力を振るうんです」「お互いさまです」
- 人当たりよい → 「妻がご迷惑をおかけしまして」
- 過小評価 → 「軽くコツンとやっくらいです」
- 妻を非難 → 「この女は家事もしないで…」 「妻が跳発しました」
- 弁解 → 「確かにカッとしたが、あれは本当の自分ではない」
- 否認 → 「ただの夫婦ゲンカです」「何もしていません」「暴力だなんて大げさです」
- 罪悪感なし → 「妻を殴って何で悪いのだろう？」

DVのサイクル

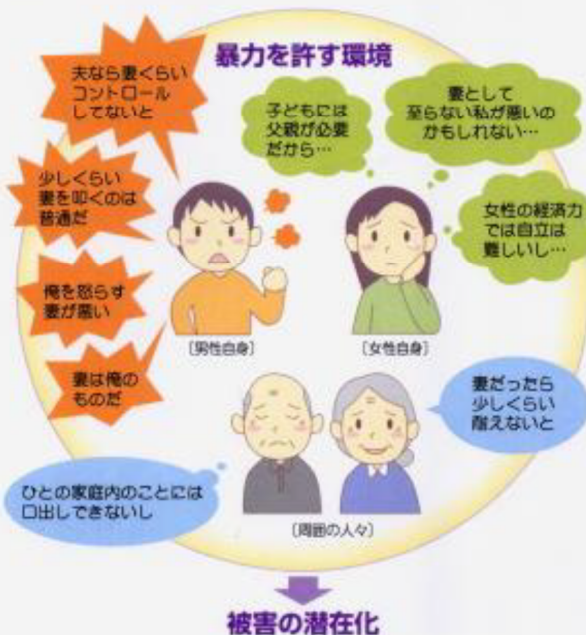
DVは、3つのサイクル(周期)を繰り返す人が多いと言われています。加害者の多くは、暴力を振った後は、一転して反省の態度をみせたり、別人のように優しくなったりと言うことを繰り返し、だんだんと暴力がエスカレートしてきます。



DVはひとりの問題ではありません

DVが起こる背景には、固定的な役割分担意識やジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)を生み出した旧来の社会的な構造があり、被害を潜在化させてきました。

どんな理由があっても許される暴力はありません。すべての暴力をなくすことは、重要な課題です。



DVについてのQ&A

Q1. 暴力をふるう人は、特別な人ですか？

A1. 加害者は特別な人ではありません

暴力をふるう人に、学歴や職業などに一定の傾向はありません。職場や地域では、種々か真面目と思われている人が、実は家庭で暴力をふるっている場合もあります。

Q2. 被害者はなぜ暴力から逃げないのですか？

A2. 被害者の「逃げない」「逃げられない」の背景には様々な問題が存在します。逃げられない理由の一つではないことが多いのです

- 暴力を振るわれている被害者は、恐怖と不安を感じ、緊張した状態で過ごしていると言われています。「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖は、被害者が家を出る決心をすることを難しくしています。
- 暴力をふるわれ続けることによって感情や痛みが麻痺し、無力感を抱き、逃げる気力や強かに相談する気力も持てなくなることもあります。
- 激しい暴力の後に優しくみられることがあるので「いつか相手は変わってくれるのではないか」「暴力を振るわなくなるのではないか」と期待を抱かされたりもします。
- 「逃げる」ことは、それまでの生活を全て捨て去ることにもなります。逃げることに家にとどまることの換得を考え、加害者との生活にとどまるという選択をする被害者もいます。

Q3. 子どもへの影響はないですか？

A3. 子どもたちも傷ついています

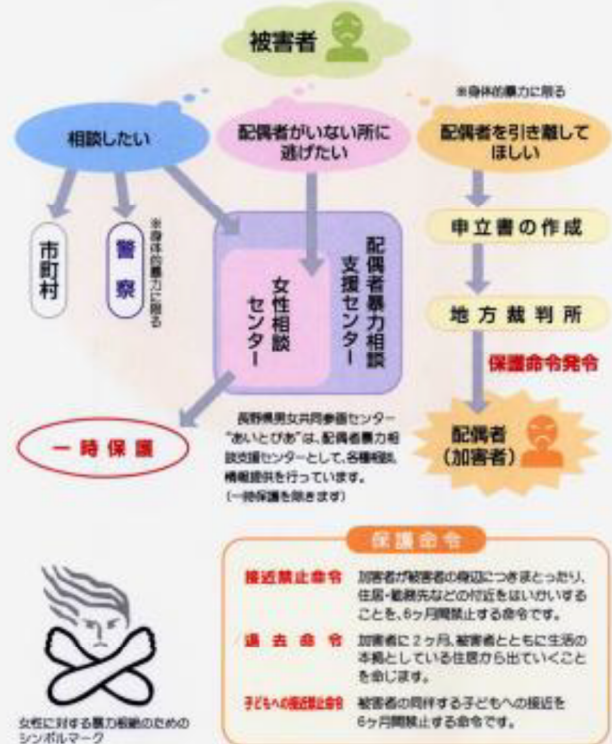
両親の暴力を目のあたりにして、心に大きな傷を負います。夫の暴力が子どもに及ぶことも珍しくありません。暴力を受けた妻自身が子どもを虐待してしまうこともあります。暴力を見て育った子どもは暴力によるコミュニケーションを学習し、将来人間関係がうまく築けなくなったり、暴力の親子関係連鎖がおきてしまうこともあります。「児童虐待の防止等に関する法律」でも、児童が同居する家庭におけるDV等、児童に著しい心理的外傷を与える行為は、児童虐待であると定義されています。



「DV防止法」DV 8

DV防止法のしくみ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」により、DVに悩む被害者を支援するしくみができています。



「DV防止法」DV 8